

第 7 回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会 会議録（概要）

日時：平成 28 年 8 月 24 日（水）
午後 4 時 00 分～午後 5 時 20 分
場所：諏訪市役所 5 階 大会議室

【出席者】

岡谷市：今井市長、岡本企画課長
諏訪市：金子市長、前田企画政策課長
下諏訪町：青木町長、山田総務課長
富士見町：小林町長、植松総務課長
原村：五味村長、折井総務課長
長野県：青木県民文化部長、青木私学・高等教育課長、竹内企画幹兼課長補佐
茅野市：柳平市長、樋口副市長、柿澤企画総務部長、小平企画戦略課長
加賀美大学準備室長、牛山係長、内山係長 金井主事
大 学：（学校法人東京理科大学）本山理事長、森口理事長特別補佐
（諏訪東京理科大学）河村学長、入江事務部長、牛山事務部次長
広域連合事務局：宮坂事務局長、林企画総務課長

【公開・非公開の別】

公開

【会議内容】

1 開会

2 会長あいさつ 茅野市長

3 報告事項

(1) 第 6 回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会の会議結果について

《事務局（茅野市）から報告「資料 1」》

※協議の結果、会議録へ委員名を記載しないことが決定。

(2) 第 3 回諏訪東京理科大学公立化等検討有識者会議の会議結果について

《事務局（茅野市）から報告「資料 2」》

※有識者会議後の、連絡票による有識者の意見については、以下のとおり口頭で報告。

【産学官連携について】

・インターンシップのための専任コーディネーターの設置

【主な拠点との連携策】

・地域における大学講座の積極的な推進

【工学と経営学の融合】

・企業経営者による講義回数の増加

・仕事をしながら勉強する社会人を対象とした、夜や土曜などに学べる社会人コースなどの設置

【その他】

・まずは大学の経営を安定させることが重要である。

・将来的に地元が要望しているような学部も考えていく必要がある。

・自然に恵まれた環境を活かしていくべきである。

・産学連携センターや高大連携センターのさらなる充実を図る。

・大学の有する技術・設備を企業も使用できるようにする、などの取組を行う。

4 協議事項

(1) 諏訪東京理科大学の公立化に関する基本協定書（案）について

《事務局（茅野市）から説明「資料 3」》

質疑応答

- Q. 協定書(案)第1条の設置者について、今までの認識と少し変わったと思う。これまでは、一部事務組合が大学を設置し、新法人が大学の運営をしていくという認識をしていたが、今回の協定書の中では、おそらく文部科学省のルールなどによるものだと思うが、設置者が新法人となっている。この場合、一部事務組合の仕事は何なのかを確認したい。一つは新法人を設立することになると思うが、その他には何をするのか。一部事務組合を運営していく中で、認識を変えていく必要があるので詳しい説明をお願いしたい。
- A. 一部事務組合が公立大学法人を設立することになるので、その事務としては、公立大学法人に対しての土地や建物の出資、公立大学法人の運営のための運営費交付金の支出、中期目標の指示、料金の上限の認可、中期計画の認可、財務諸表の承認などをとおして公立大学法人を支えていくようになる。また、一部事務組合の中に評価委員会が設けられ、公立大学法人に対して、業務の実績や中期目標に係る評価をし、意見を言うこともできるようになる。公立大学法人を一部事務組合が支えていくことになる。
- Q. 設置者は一部事務組合という認識をしていたが、設置者は新法人だという文部科学省からの指導があったということではどうか。
- A. 法人を作る場合は、法人が設置者ということになり、直営の場合は、地方公共団体が設置者ということになる。
- Q. 法人の実態は何なのか。これまでのところで大学と一部事務組合の存在だけが明確になっていたが、法人は誰で誰が法人を作るのか、実態は何なのか。
- A. 例えば、～市立、～県立、というような場合でも、公立大学法人が作られ、その法人が直接大学を運営していく。例えば、東京理科大学の場合では、私立大学法人である学校法人東京理科大学が、大学である東京理科大学を設置し運営していく。公立大学の場合では、公立大学法人を県や市が作ることになる。今回の場合、県や市の代わりに一部事務組合ということになる。大学法人は監督を受けて、相談をしながら大学運営をしていくことになる。
- (補足) 公立大学法人は一部事務組合が設立する。そして設立した公立大学法人が大学の運営をしていくということになる。
- (補足) 新法人には理事長が置かれるので、新法人の理事長が公立大学法人としての運営をするということになる。そして、その新法人を作るのは一部事務組合になる。
- Q. 法人自身が一つの会社のようなものであり、理事長がトップでその他に数名の事務職員がいて、その法人が実際の大学を運営するということか。
- A. 例えば、東京理科大学の場合では、学校法人東京理科大学があり、その理事長が本山理事長であり、教学側の運営はその理事長が任命した学長が行っていく。このような構造になっている。
- Q. 認識がずれないようにもう一度確認をするが、一部事務組合が新法人を作り、その新法人が新大学の設置者となり管理・運営をする。そして、一部事務組合がその法人の様々な事業について決定し、管理や監事などを行っていく。また、法人については、これから公立大学設立準備委員会を作り、設置に向けて作業をしていくということではどうか。
- A. その通りである。
- Q. 大学の設置者は、新しくできる公立大学法人であり新大学の運営者ということになる。一部事務組合は、大学の設置者ではないということではどうか。
- A. 大学自体は、組合立になる。
- Q. この協定書(案)では、諏訪東京理科大学の設置者を乙から、甲が設立する一部事務組合が新たに設立する公立大学法人に、速やかに変更するということであるので、一部事務組合が公立大学法人を作ることになるが、設置者は一部事務組合ではなく新しくできる公立大学法人であり、そして法人が新大学の運営者ということになる。一部事務組合は、大学の設置者ではないということではどうか。
- A. 山口の例では、山陽小野田市立山口東京理科大学となったが、その設置者は法人の理事長である。対外的には山陽小野田市立であり、今回の場合であれば組合立ということになるが、設置者ということになると、それは法人の理事長ということになる。そして、大学の運営については、法人で議論をしていくことになるが、その前段として一部事務組合が色々な意見を言うことになる。そして、その理事長は、今回の場合で言えば一部事務組合が決定することになる。

- Q. 今回、基本協定書を学校法人東京理科大学と一部事務組合とで結ぶが、実際に公立大学法人ができた後は、学校法人東京理科大学とその新法人とでもう一度協定を結ぶのか。また、一部事務組合と新法人は協定を結ぶのか。
- A. 一部事務組合が新法人を設立することになるので、その間で協定を結ぶことはない。学校法人東京理科大学と新法人の間の協定については、公立化した後に姉妹校協定のような新たな協定を結ぶことはありうと思う。
- Q. 先ほどの説明の中で、理事長が設置者になるという説明があったが。
- A. 市立の場合には市長が設置者となる。
- Q. 市立の場合は市長が設置者になるということだと思うが、諏訪東京理科大学の場合ではどのようなのか。一部事務組合の組合長が設置者となるとすると、また、意味が変わってきてしまう。
- A. 一部事務組合で新公立大学法人を設立し、その法人が設置者となり大学運営をするということになるので、設置者は公立大学法人ということになる。
- (補足) 基本的には、理事長と学長のガバナンスで大学運営を行っていく。企業で言えば、一部事務組合は株主になる。一部事務組合が上になり、理事長と学長をコントロールすることになる。そのコントロールされている中で、理事長が経営を努力し、学長は教育・研究を努力していくということで理解をしている。公立大学の場合は、市町村がありそこがガバナンスしていくことになる。私立大学については、上のガバナンスがないので、様々な問題に理事会が対処し、大学運営を行っていくことになる。公立大学の方が、ガバナンスがしっかりしていると思う。
- Q. 新県立大学も公立大学法人を作るが、その部分についてはどのようなになるのか。
- A. 基本協定書(案)第3条第1項にも、新公立大学の設置者は新公立大学法人とする、となっており、設置者は法人である、ということがここでは明確にされているので、そのように整理をすればよいと思う。一部事務組合は言葉としては設置主体、大学の設置者は新法人ということで、言葉の定義を確認してもらえればよいと思う。
- Q. 企業で言えば、会社があり株主がある。株主が投資をして会社を設立する。そして株主はチェック機能を働かせ、会社の運営に対して意見を言う。例えば、株主総会があり、業績報告等で方向性を問われるようになる。今回の場合は、一部事務組合が出資者であり株主に相当することになると思うが、一部事務組合は法人を設立した後、いわゆる取締役の権限を持って状況報告あるいは意見を言うことができるのか。どのような位置づけになるのか。
- A. 当然、一部事務組合の議会や正副組合長会議もある。そういうなかで一部事務組合の中で学校法人に様々な意見は言うことができる。また、公立大学法人の中にも理事会があり、その中には行政の立場から参加することもあり、その中で意見を言うことができる。
- Q. 一部事務組合に入っている首長は、会社で言うと取締役に相当するということになると思う。取締役は執行取締役と単なる取締役があり、単なる取締役が経営のチェックをし、執行役員が実務を実行する責任者となる。取締役に相当する理事会などが、定期的に開かれ、そこで報告や議論が行われるようになるのか。こういう考え方になるのではないか。
- A. 今の話の中でいうならば、取締役は理事会になる。正副組合長会議は会社で言うと株主になる。ただし株主と異なるのは、正副組合長会議をして、組合議会をし、そこで予算執行をしていくことになる。こういった中で、法人に対して厳しく対処をしていくことになる。
- Q. 二重のチェックをするようなことは、会社の場合は無い。会社の場合は、取締役がチェック機能、執行役員が執行権限を持っている。今回の場合では、理事長や法人職員など法人側が執行権限を持っているのに、それとは別に一部事務組合が、株主とは違い、中身まで踏み込んで議論することになるというのは、普通の会社では無いことである。学校法人で大学運営の全てを行い、一部事務組合はただ単にお金を出している、ということになるのではないか。
- A. そういうことにはならない。
- Q. 別の視点になるが、設置者というものがどういうものなのか、どういう責務があり、どういう機能を果たし、どのような位置づけになるのか。我々のこれまでの議論の経過の中では、一部事務組合が大学を設置し、新たな大学法人がマネジメントをする、という筋書きだと理解していた。設置者という部分に一部事務組合と書くことによってどのような支障があるのか。文部科学省の指導であったということであれば、それは尊重すべきものだと思うが、今までの議論を踏まえ我々がこの件を理解する一助として、設置者についての解説があれば少し疑問がクリアになるのではないかと思う。

- A. 手続きについて文部科学省に確認をしたところ、文部科学省に対する申請者は一部事務組合であり、申請したうえで新たな法人ができたならその理事長が設置者ということになる。
- (補足) 本日の資料の参考資料1になるが、地方独立行政法人法の規定により設立団体が行うこととされる事項が定められており、それが設立団体、今回の場合で言えば一部事務組合が、法の規定によってやらなければならないこと、ということになっている。例えば、法人の資本の額の2分の1の財産を出資することや、法人の設立をすることや、定款の制定や、県知事への認可申請など、このようなことが、設立団体が行うこととして書かれている。また、一部事務組合の中に評価委員会を設けるようになっており、そこでの意見を聞かなければならないなどということも定められており、こういった事務をしていかなければならないことになっている。
- Q. 中期計画についても、一部事務組合が作るようになるのか。
- A. 一部事務組合で中期目標を作り提示し、それに基づいて法人で中期計画を作成していくようになる。
- Q. 法人の中に執行役員である理事長と取締役である理事がいて、実際の学部の運営を管理・監督する機能が既に法人の中にあることになる。そこで学校の運営や中期目標、学校のビジョンを基本的に策定する責任があるので、それらがしっかりと行われているかどうかを理事会でチェックするようになる。そうすると、一部事務組合の事務としてこの資料に記載のある、中期目標の作成や法人への指示というのは何を指すのか。法人の中に理事長がいて理事会があり、そこで会社の運営と同じく取締役がいて学校運営をコントロールしている中で、また一部事務組合が上から出てきて、意見を言うことは本当にできるのか。
- A. 例えば、国立大学であれば国が中期目標決め、それに対して大学が具体的な中期計画等を作っていくことになる。設立団体というのは、ここでいうと国のような働きをすることになる。上の立場に立って大きな目標を定め、それを受けて法人が具体的な計画を決める、という形になり、法人のひとつ上にいるようなイメージになると思う。中期計画の細かい個別の部分については法人が決め、その法人が教学側も指示をすることになっている。そのひとつ上に立ち大きな法人としての方向性を示すのは、一部事務組合の基本的な役割になる。
- Q. 実際には構成市町村の首長が変わったりしていく中で、大学の在り様や中期目標などを一部事務組合から投げかけていくということはかなり困難であり、むしろこれらは法人から出てくるものではないかと思う。一部事務組合は、それらを報告してもらい、承認をするということになるのではないか。
- A. そういった話は、公営企業を持っていれば、当たり前の話だと思う。例えば、病院を経営していても市立であれば、市が意見を言うし、また、それを聞いてもらわなければならないと思う。それは、今回の場合で考えると、我々は一部事務組合の構成員として意見を言うことができる、という様に私は理解している。
- この部分の話は先の話であり、これから公立大学準備委員会を立ち上げて決めていくことになる。今日の調印のことを考えると、第1条の部分をしっかりと定めないと、先に進めないと思う。先ほどの発言にもあったとおり、一部事務組合が設置主体であり、設置者そのものは新公立大学法人という考え方をすればよいと思うが、資料にも様々な言葉が出てきているので、言葉の整理をする必要があると思う。例えば、第1条のところ、設置主体という言葉を使い、新法人が設置者だ、という整理をしていけば理解しやすいと思う。
- Q. 県立大学は県が設立団体あるいは設置主体となり、公立大学法人を作るということになるのか。
- A. 先ほど、設置主体というような言葉を話したが、ここでは、先ほどの資料にもあるように、設立団体という言葉で整理した方がよいと思う。第1条にもあるように、「一部事務組合が新たに設立する公立大学法人が～・・・」ということになるので、先ほどは、設置主体という言葉で説明はしたが、設立団体という言葉の方が適切であると思う。設立団体と設置者という言葉をややく使えばよいと思う。
- また、県立大学については、県の直営ではなく、公立大学法人を作っていくことになる。今回の場合は、市が単独で作る、県が単独で作るというわけではなく、この一部事務組合が、県なり市なりの役割を果たすことになるので、そのように読み替えてもらえれば整理がしやすいと思う。一部事務組合が公立大学法人を設立し、その法人が大学の設置者になるということで、言葉の整理をしてもらえればよいと思う。
- Q. 県の場合も、設立団体が県で、その県が公立大学法人を設立し、県立大学の設置者は法人という認識でよいか。
- A. よい。

Q. 設立団体である一部事務組合の役割が、相当重いと思う。これが前提で協定書を結ぶことになるのか。

A. 協定書については、設立団体である一部事務組合が行う事務とは関係が無いものである。その案件についてはこの後のところ出てくるので、そちらで議論をお願いしたい。

Q. 協定を結んだ後に出てくることなのか。協定を結んだ後に、実は一部事務組合にはこれだけの責任があり、これだけの作業内容が出てくるということはおかしい話である。

A. 一部事務組合がやる仕事は、協定の有無に関わらず、やっていかなければならない仕事である。この協定書は、公立大学として開学するに際して、一部事務組合と学校法人東京理科大学とで結ぶ内容である。今の委員の話はまた別の問題になる。その後の議論で意見をいただきたい。

(会長：茅野市長)

もう一度整理すると、一部事務組合は設立団体で、公立大学法人を設立する、そして、新公立大学の設置者は新法人ということで、共通理解をしたということによいか。

(各委員)

よい。

(会長：茅野市長)

では、この協議会の後に調印式を執り行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(2) 公立大学設立準備委員会設置要綱(案)について

《事務局(茅野市)から説明「資料4」》

質疑応答

(会長：茅野市長)

前回意見のあった、第5条の代理出席について、公立大学設立準備委員会の設置要綱として、そぐわないということで、本人出席ということにさせていただいた。また、前回、早急に理事長予定者・学長予定者を決めの方が良い、というご意見をいただいたが、現在、鋭意選任しているところであり、次回の協議会までには委員の皆さんにお示しできると思う。意見質問があればどうぞ。

(各委員)

なし。

(3) 公立大学設立準備委員会の委員構成について

質疑応答

(事務局)

ただいま決定いただいた要綱の第3条に基づいて、これから委員の選任をしていきたいと思っている。この選任について、茅野市に一任させていただきたいと思うが、その部分についてご協議いただければと思う。

Q. 委員については、決定の前に案として示していただくということによいか。

(会長：茅野市長)

実務者会議をとおして、あるいは何かの折に、各首長の方々に相談を含め提示することになるかとも思っている。

(4) 公立大学設立準備委員会ワーキンググループ設置要綱(案)について

《事務局(茅野市)から説明「資料5」》

質疑応答

(会長：茅野市長)

公立大学設立準備委員会ワーキンググループ設置要綱(案)についての説明がありました。質問等あればどうぞ。

Q. このワーキンググループは、設立準備委員会のもとにあるということだと思うが、ここで目標・評価、人事・給与など決定したら解散するようになるのか。また、この組織は設立が終わったら解散ということで良いか。

- A. この上の公立大学設立準備委員会も大学の設立までということになっているので、このワーキンググループもそこまでということになる。
- Q. ワーキンググループの人数構成の根拠はあるのか。
- A. 茅野市の職員は、全てのワーキンググループに2名ずつ割り振りをした。組織・運営ワーキンググループの学校法人の5名の内訳は、学校法人の総務部・人事統括部・管理部・学術情報システム部・広報部など、それぞれの内容によって出てきてもらう人が変わるので、こういった人数になっている。諏訪東京理科大学の職員については、事務部長・事務部次長が全てのワーキンググループに入り2名ずつになっており、目標・評価ワーキンググループは、学長・学部長が入り5名、人事・給与ワーキンググループについては学長が入り3名となっている。
- Q. 目標・評価ワーキンググループについて、確かに我々が決めていかなければならないと思うが、学校法人東京理科大学からも知恵をもらえないものか、と思う。
- A. 山口東京理科大学の事例もあるので、そういったものを踏まえ、学校法人側でも支援はできるかと思う。
- (意見) 是非お願いしたい。

(5) 一部事務組合同規約(案)の概要について

《事務局(茅野市)から説明「資料6、参考資料1・2」》

質疑応答

(会長：茅野市長)

これから規約を制定していかなければならないが、その概要についての説明をさせていただいた。これについては案であるので、これを参考にして議論をしていくことになると思う。スケジュール的に12月市町村議会で正式な規約についての議決を得ることになっているので、その前の今回の議会で報告をしていただき、それぞれの市町村議会において様々な意見をしっかりと聴取していただきたいと思う。

Q. 設立団体が規定すべき事項の中に、法人が行うべき中期目標あるいは法人中期計画の年度計画の作成、公立大学法人評価委員会での評価などがあるが、大学を経営する中で、法人が責任をもって健全に大学運営を行うということであれば、ここに書いてある事項は、設立団体が行うのではなく、法人がやるべき事項ということではないのか。もちろん、法人ができるまでは一部事務組合がやるということであると思うが、法人ができた後もこの機能が存続とするとすれば大変であると思う。法人自身が理事や事務職員を置いて、中期計画や学校のビジョンを考えていくべきだと思う。これは一部事務組合が毎回議会にかけて審議していくということは不可能だと思う。設立するまでは、そこを補助するというので、設立がされた後は法人に任せるということでよいのか。

A. 設立団体が地方独立行政法人法に基づいて法人を作ることになるので、当然、設立団体の責務として法でやらなければならないことがここで決まっており、これは一部事務組合で行う事項ということになる。

A. 法人が設立した後もやっていく事務である。

Q. 法人自身は何をするのか。

A. 大学の経営責任は法人にある。そして、大学の方向が、地方自治体の望む方向に進んで行っているかというのを常にチェックし指示を出すようになる。理事長に日々の経営責任があるが、その方向が良いかどうかというのをチェックしているのが、設立団体である一部事務組合ということであると思う。

(補足) 実際の話として、例えば国立大学においても、文部科学省が中期目標を決めるが、当然ながら、各大学で原案を作り、国と相談しながら最終的に文部科学省が決めるということになるので、この場合であれば、法人が基本的な原案を作り、相談しながら合意したものを一部事務組合が決定する、という形になる。白地で一部事務組合が決めていくということではない。実態上はこのようになっている。

(会長：茅野市長)

概要であり、重要な事項についてはここに記載されている。議会全員協議会等で報告する際には、組合の名称や議員定数の議論が出てくるのではないかと思うので、十分にご意見を聞いていただきたいと思う。

(6) その他

Q. 協定の前に確認をしたい。先ほどの協定書（案）の第3条に「新公立大学の構想案は、次のとおりとする。ただし、今後の協議及び許認可の結果により内容の一部を変更することがある。」という文言があり、今後の協議及び許認可の結果によって、内容が変わることが想定されるということだと思うが、どのようなことが想定されるか。

A. 今後この協定に従って文部科学省に設置申請を出すのが、例えば、その過程で学科名称や募集定員などについて、指導があった場合変更することがある。設置届出の段階で変更していくことが想定される。

5 その他

6 閉会